

○うるま市公害防止条例

平成22年6月29日

条例第15号

うるま市公害防止条例（平成17年うるま市条例第105号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公害 事業活動その他人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、粉じん、地盤沈下、土壌の汚染及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- （2） 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、公害を発生し、又はもたらす施設であって規則で定めるものをいう。
- （3） 指定建設作業 建設工事等のうち、公害を発生させるおそれのある機械を使用する作業であって規則で定めるものをいう。
- （4） 規制基準 指定施設及び指定建設作業から排出し、又は発生する公害をもたらすものの量、濃度、程度の許容限度、施設の構造及び維持管理の方法であって規則で定めるものをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、公害の発生原因及び発生状況を把握するとともに公害の防止に関し積極的に施策を講じ、この条例の目的達成に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等、公害の防止に寄与するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、常に公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施

する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(規制基準の遵守)

第6条 事業者は、規制基準を遵守するように努めなければならない。

(公害防止協定等の締結)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、公害を発生する施設を設置している者又は設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずることができる。

(指定施設の設置等の届出)

第8条 指定施設を設置しようとする者は、その指定施設の工事開始の30日前までに、規則に定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び住所
- (3) 指定施設の種類ごとの数
- (4) 公害の防止の方法
- (5) その他市長が定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、同項第3号及び第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始30日前までに、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第9条 次の各号のいずれかに該当し、その地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 指定施設を譲り受け、又は借り受けた者
- (2) 指定施設を相続した相続人
- (3) 指定施設を設置した法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人

(措置命令)

第10条 市長は、指定施設が規制基準に適合しないと認めるときは指定施設を設置している者に対し、期限を定めてその処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(意見の聴取)

第11条 市長は、前条第2項の規定による指定施設の使用の一時停止を命じようとするときは、あらかじめうるま市公害対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(指定建設作業)

第12条 指定建設作業を実施しようとする者は、当該指定建設作業の開始7日前までに、規則の定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他緊急を要する事態の発生により、指定建設作業を行う必要がある場合は、その限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 指定建設作業の場所及び実施の期間
- (3) 指定建設作業の目的に係る施設又は工作物の種類
- (4) 公害の防止の方法
- (5) その他市長が必要と認めた事項

2 前項ただし書の場合において、当該指定建設作業を行った者は、速やかに、規則に定めるところにより市長に届け出るものとする。

(改善勧告及び改善命令)

第13条 市長は、指定建設作業に伴って発生する公害が規制基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該指定建設作業をする者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、公害の防止の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定によって勧告を受けた者が、その勧告に従わないで指定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度におい

て、公害の防止の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間の変更すべきことを命ずることができる。

(受理書)

第14条 市長は、指定施設を設置する者及び指定建設作業を伴う建設工事を施工する者から、第8条、第9条及び第12条の届出があったときは、内容を審査検討し、適当と認めた場合は、規則の定めるところにより受理書を当該届出をした者に対し交付するものとする。

(拡声器の使用の禁止等)

第15条 何人も、学校、病院等の周辺その他特に静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域内においては、商業宣伝を目的として拡声器を使用してはならない。ただし、祭礼、その他地域の慣習となっている諸行事に伴い使用する場合であって、周辺の生活環境を損なわないときは、その限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をしている者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

(公害防止の緊急措置)

第16条 市長は、市民の健康又は生活環境を損なうおそれがあり、かつ、緊急にその公害を防止する必要があると認めるときは、発生原因者に対し量の減少その他必要な緊急措置を講ずることを求めることとし、発生原因者はこれに応ずるように努めなければならない。

(規制基準)

第17条 市長は、市民が健康で快適な生活を確保する上において、公害防止のための規制基準を定めるものとする。

2 市長は、規制基準について常に適切な科学的判断を加え、必要な改訂をしなければならない。

3 市長は、規制基準を定めるにあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第18条 市長は、規制基準の定めがなく現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、発生原因者に対して処理方法の変更その他必要な措置を講ずること

を求めることができる。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対し、公害をもたらすものの排出及び処理状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして工場又は事業場に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

(審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、審議会を設置する。

(1) 第10条の規定による権限に基づく措置命令に関すること。

(2) その他公害防止に関すること。

2 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は知識経験者から市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(他の地方公共団体との協力)

第22条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力要請し、又は他の地方公共団体からの協力要請に応ずるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項の規定による設置に関する届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条第2項の規定による命令に違反した者

(3) 第15条第2項の規定による命令に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第3項の規定による指定施設の数等の変更に関する届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第19条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第20条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第8条第2項の規定による指定施設の氏名等の変更若しくは指定施設の使用の廃止に関する届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のうるま市公害防止条例（以下「改正前条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（罰則規定を除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、改正前条例によりした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(既に設置された指定施設に関する特例)

4 この条例の施行の日の前日までに、既に設置された指定施設のうち、この条例施行後に新たに当該施設の変更、廃止又は地位の承継をしようとするものは、この条例の相当規定の適用を受けるものとする。

(使用されていない指定施設に関する特例)

- 5 この条例の施行の日の前日までに、使用されていない指定施設のうち、この条例施行後に新たに当該施設を使用しようとするものは、この条例の相当規定による届出をしなければならないものとする。